

## 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について

## 新制度の施設型給付費と国・県・市の財政負担

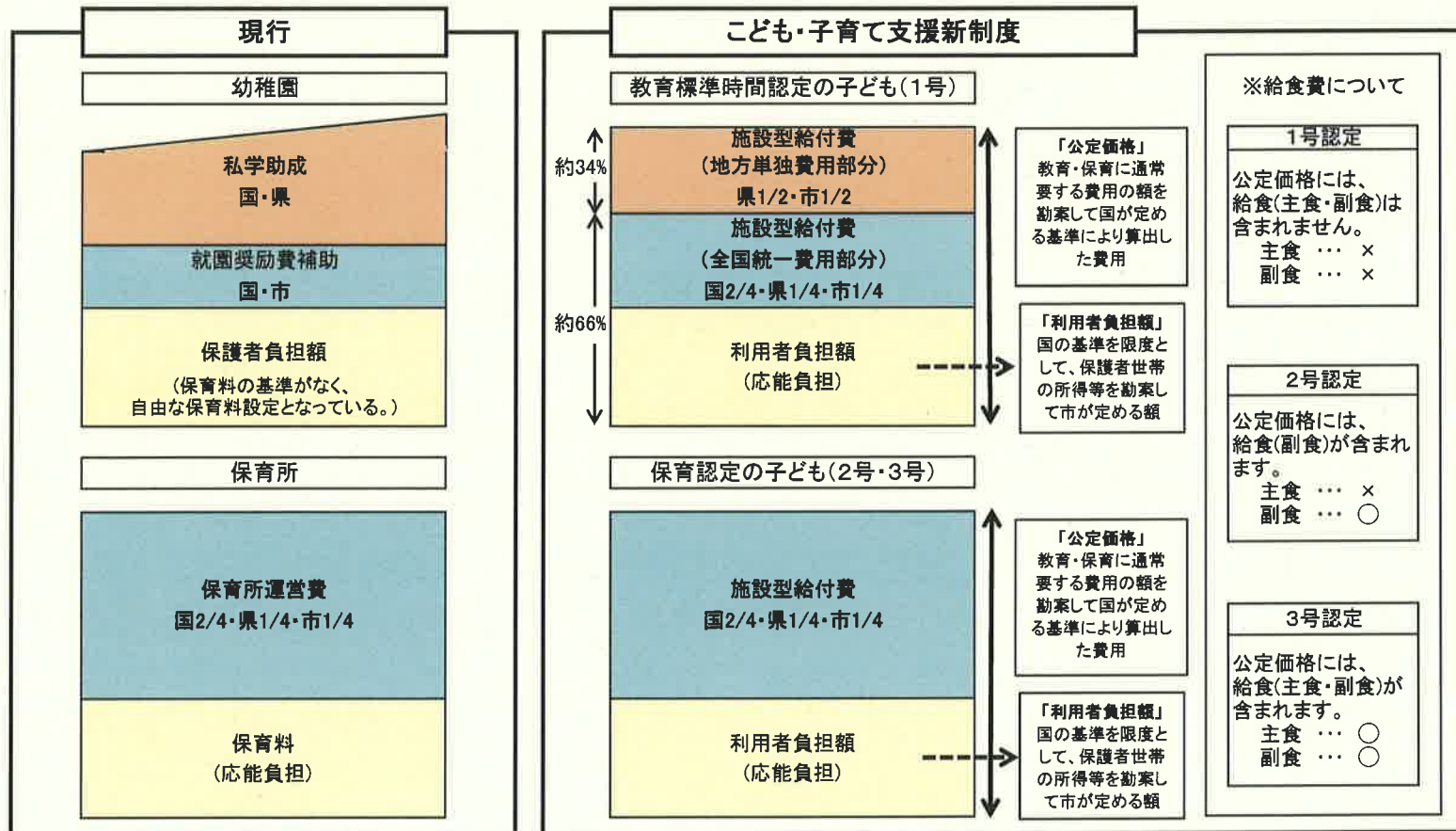
就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付制度」が導入されます。  
 具体的には、給付対象施設の認定こども園、幼稚園、保育所などの施設が教育・保育を提供するために必要な経費の一部を国・県・市が給付費として支払うこととなります。なお、この給付費については、確実に教育・保育に要する費用に充てられるようにするため、市から施設に支払うしくみ(法定代理受領)となっています。

教育・保育施設を利用する保護者は、新たに市の認定を受けていただく必要があります。

### 3つの認定区分

3つの認定区分		利用先
1号認定	子どもが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	保育所、認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	保育所、認定こども園

利用者負担の支払先は、利用する施設によって異なります。  
 認定こども園を利用する場合 …… 利用者は施設に支払います。  
 保育所を利用する場合 …… 利用者は市に支払います。



約34%

約66%

「公定価格」  
教育・保育に通常  
要する費用の額を  
勘案して国が定め  
る基準により算出し  
た費用

「利用者負担額」  
国の基準を限度と  
して、保護者世帯  
の所得等を勘案し  
て市が定める額

「公定価格」  
教育・保育に通常  
要する費用の額を  
勘案して国が定め  
る基準により算出し  
た費用

「利用者負担額」  
国の基準を限度と  
して、保護者世帯  
の所得等を勘案し  
て市が定める額

## 現行の幼稚園・保育所の利用者負担

### 幼稚園

私立幼稚園には、保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっています。

#### 海の星幼稚園(45人)

保育料	20,000円(月額)
給食費	5,000円(月額)
入園金	13,000円
保育用品代	5,000円程度(全て購入の場合)
制服用品代	15,000円程度(全て購入の場合)
設備費	3,000円(年額)

#### 和光幼稚園(73人)

保育料	16,000円(月額)
給食費	4,000円(月額)
入園金	13,000円
その他経費	教材費:実費、バス代:なし

- \* 同一世帯で児童2人以上が入所している場合、2人目半額。
- \* 同一世帯で満18歳以下の児童を3人以上養育している世帯において、3人目以降は無料。

#### 輪島市私立幼稚園就園奨励費補助金

生活保護、市民税非課税の世帯	.....	年額4万円
市民税所得割非課税の世帯	.....	年額2万円
市民税所得割17,600円以下の世帯	.....	年額1万円

### 保育所

保育所では、保護者世帯の所得等に応じた保育料(応能負担)となっています。

(単位:円)

階層区分		推定年収	3歳以上	3歳未満	H26該当児童数
1	生活保護世帯	—	0	0	3
2	市民税(非課税世帯)	—	10,000	12,000	60
3	市民税(課税世帯)	~103万円	14,000	16,000	104
4	所得税 37,500円未満	~185万円	20,000	22,000	118
5	所得税 75,000円未満	~293万円	25,000	27,000	120
6	所得税 152,500円未満	~427万円	28,000	34,000	77
7	所得税 152,500円以上	427万円~	31,000	41,000	25

- \* 年少扶養控除 … 有
- \* 同一世帯で児童2人以上が入所している場合、2人目半額とし、3人目以降は無料。
- \* 同一世帯で満18歳以下の児童を3人以上養育している世帯において、3人目以降は無料。
- \* 母子世帯等  
第2階層…1人目半額とし、2人目以降無料
- \* 在宅障害児(者)のいる世帯  
第2階層…半額  
第3階層から第7階層…1階層を減じた階層。

#### 年少扶養控除とは…

納税者に16歳未満の扶養親族がいる場合に適用される所得控除。子ども手当の導入に伴い、平成22年度の税制改正により廃止された。

◆ 所得税については平成23年度分から、個人住民税は平成24年度徴収分から廃止。廃止前の控除額は、所得税で38万円、個人住民税で33万円だった。

◆ 保育料に関しては、平成26年度で激変緩和措置が終了。

## 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について(国の基準)

### 教育標準時間認定(1号)を受けた子ども

(単位:円)

階層区分		推定年収	保育料
1	生活保護世帯	—	0
2	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	~270万円	<del>9,100</del> 3,000
3	市民税(所得割) 77,100円以下	~360万円	16,100
4	市民税(所得割) 211,200円以下	~680万円	20,500
5	市民税(所得割) 211,201円以上	680万円~	25,700

\* 年少扶養控除 … 無

\* 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料。

\* 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯の場合

(単位:円)

階層区分		保育料
2	市民税(非課税世帯) (所得割非課税世帯を含む)	0
3	市民税(所得割) 77,100円以下	15,100

### 保育認定(2号・3号)を受けた子ども

(単位:円)

階層区分	推定年収	3歳以上		3歳未満		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	
2	市民税(非課税世帯)	~260万円	6,000	6,000	9,000	9,000
3	市民税(所得割) 48,600円未満	~330万円	16,500	16,300	19,500	19,300
4	市民税(所得割) 97,000円未満	~470万円	27,000	26,600	30,000	29,600
5	市民税(所得割) 169,000円未満	~640万円	41,500	40,900	44,500	43,900
6	市民税(所得割) 301,000円未満	~930万円	58,000	57,100	61,000	60,100
7	市民税(所得割) 397,000円未満	~1130万円	77,000	75,800	80,000	78,800
8	市民税(所得割) 397,000円以上	1130万円~	101,000	99,400	104,000	102,400

\* 年少扶養控除 … 無

\* 同一世帯で児童2人以上が入所している場合、2人目半額とし、3人目以降は無料。

\* 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯の場合

(単位:円)

階層区分		3歳以上		3歳未満	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
2	市民税(非課税世帯)	0	0	0	0
3	市民税(所得割) 48,600円以下	15,500	15,300	18,500	18,300

国の幼児教育無償化に向けた取組み(低所得者世帯への支援)として、1号認定子どもの第2階層に係る水準については、一層の軽減(9,100円→3,000円)とすることとなった。

## 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について(輪島市案)

・階層区分=市現行ベース    ・保育料=市現行ベース+低所得者軽減    ・母子や障害世帯などの軽減=国基準+市独自(4階層以上の障害児)    ・多子世帯の軽減=国基準+市独自(18歳以下)

### 教育標準時間認定(1号)を受けた子ども

(単位:円)

階層区分		保育料
1	生活保護世帯	0
2	市民税(非課税世帯)	2,000
3	A 市民税(均等割のみ)	3,000
	B 市民税(所得割) 48,600円未満	8,000
4	A 市民税(所得割) 73,000円未満	9,000
	B 市民税(所得割) 97,000円未満	11,000
5	A 市民税(所得割) 139,000円未満	13,000
	B 市民税(所得割) 169,000円未満	15,000
6	市民税(所得割) 199,000円未満	17,000
7	市民税(所得割) 199,000円以上	19,000

- ※ 年少扶養控除 … 無
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料。
- ※ 同一世帯で満18歳以下の児童を3人以上養育している世帯において、3人目以降は無料。

※ 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯の場合

(単位:円)

階層区分		保育料
2	市民税(非課税世帯)	0
3	A 市民税(均等割のみ)	0
	B 市民税(所得割) 48,600円未満	7,000

- ※ 4階層以上の世帯において、障害児が入所する場合は1階層減じた階層の額とする。

### 保育認定(2号・3号)を受けた子ども

(単位:円)

階層区分		2号(3歳以上)		3号(3歳未満)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市民税(非課税世帯)	6,000	5,800	9,000	8,800
3	A 市民税(均等割のみ)	10,000	9,800	12,000	11,700
	B 市民税(所得割) 48,600円未満	14,000	13,700	16,000	15,700
4	A 市民税(所得割) 73,000円未満	17,000	16,700	19,000	18,600
	B 市民税(所得割) 97,000円未満	20,000	19,600	22,000	21,600
5	A 市民税(所得割) 139,000円未満	25,000	24,500	27,000	26,500
	B 市民税(所得割) 169,000円未満	27,000	26,500	31,000	30,400
6	市民税(所得割) 199,000円未満	29,000	28,500	36,000	35,300
7	市民税(所得割) 199,000円以上	31,000	30,400	41,000	40,300

- ※ 年少扶養控除 … 無
- ※ 同一世帯で児童2人以上が入所している場合、2人目半額とし、3人目以降は無料。
- ※ 同一世帯で満18歳以下の児童を3人以上養育している世帯において、3人目以降は無料。

※ 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯の場合

(単位:円)

階層区分		3歳以上		3歳未満	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
2	市民税(非課税世帯)	0	0	0	0
3	A 市民税(均等割のみ)	9,000	8,800	11,000	10,700
	B 市民税(所得割) 48,600円未満	13,000	12,700	15,000	14,700

- ※ 4階層以上の世帯において、障害児が入所する場合は1階層減じた階層の額とする。

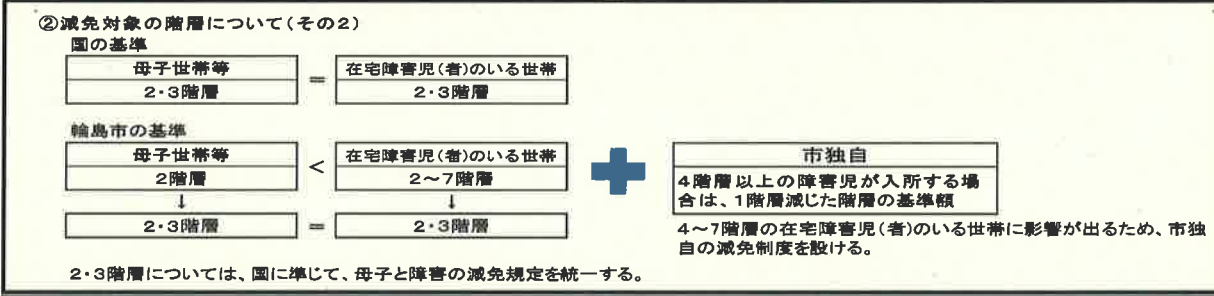
## 減免規定について

母子世帯等			
国の基準			
現行		新制度	
2階層	0円	2階層	0円
3階層	基準額-1,000円	3階層	基準額-1,000円
輪島市の基準			
現行		案	
2階層	1人目半額、2人目以降無料 15人	2階層	0円 15人
		3階層	基準額-1,000円 7人
問題点			
①減免する金額について			
国の基準		市の現行	
2階層	0円	2階層	半額
②減免対象の階層について(その1)			
国の基準		市の現行	
2、3階層	対象	2階層のみ	対象

在宅障害児(者)のいる世帯			
国の基準			
現行		新制度	
2階層	0円	2階層	0円
3階層	基準額-1,000円	3階層	基準額-1,000円
輪島市の基準			
現行		案	
2階層	半額 2人	2階層	0円 2人
3階層	1階層を減じた階層の基準額 8人	3階層	基準額-1,000円 2人
4階層		4階層	障害児が入所する場合は1階層減じた階層の基準額 2人
5階層		5階層	
6階層		6階層	
7階層		7階層	
問題点			
①減免する金額について			
国の基準		市の現行	
2階層	0円	2階層	半額
②減免対象の階層について(その1)			
国の基準		市の現行	
2、3階層	対象	2~7階層	対象

多子世帯			
国の基準			
現行		新制度	
①同時入所の場合			
2人目	半額	2人目	半額
3人目	0円	3人目	0円
輪島市の基準			
現行		案	
①同時入所の場合			
2人目	半額	2人目	半額
3人目	0円	3人目	0円
②18歳以下の児童の場合			
3人目以降	0円	3人目以降	0円

市独自の減免制度は継続。



**現行保育料との不均衡の解消について**

経過措置として、次に掲げる者の平成27年4月から8月までの保育料を平成26年度末の保育料を上限として算定する。

ア. 平成26年度末時点で保育所(園)に在園(園)している児童。(認定こども園を含む。)